



平成 30 年 10 月 23 日

各 位

会社名 株式会社ハピネス・アンド・ディ  
(JASDAQ・コード3174)  
代表者名 代表取締役社長 田 泰夫  
問合せ先 取締役経営企画室長 追川正義  
電話番号 03-3562-7525

**取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する  
株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）に関するお知らせ**

当社は、平成 30 年 9 月 11 日付けの「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」及び平成 30 年 10 月 12 日付けの「定款の一部変更に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、平成 30 年 11 月 29 日開催予定の第 28 回定時株主総会において承認されることを条件として、監査等委員会設置会社へと移行することとしております。

これに伴い、本日開催の取締役会において、平成 24 年 11 月 29 日開催の第 22 回定時株主総会においてご承認いただいた、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に係る年額 2,000 万円以内とする報酬額の定めを廃止し、監査等委員会設置会社移行後の社外取締役を除く取締役（監査等委員であるものを除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権に係る報酬額及び内容の決定に関する議案を、平成 30 年 11 月 29 日開催予定の第 28 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 報酬として新株予約権を割当てる理由

取締役の中長期的な業績向上と企業価値向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的とするものです。

2. 新株予約権の内容

当社の取締役に対する株式報酬型ストック・オプションに関する報酬（以下、「旧報酬」という。）は、平成 24 年 11 月 29 日開催の第 22 回定時株主総会において、取締役に対し、月額報酬とは別枠にて、年額 2,000 万円以内と決議いただき、今日に至っておりますが、当社が監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、旧報酬を廃止したうえで改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を割り当てること（以下、「新報酬」という。）とするものです。

なお、社外取締役については、その役割を勘案し割当ての対象外といたします

新報酬の目的及び額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の年額 1 億 5,000 万円とする報酬の額とは別枠として設定すること、新報酬の総額は年額 2,000 万円以内の範囲で新株予約権を発行することは、旧報酬と同様であります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストック・オプションとしての内容は、次のとおりであります。

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内に割り当てる新株予約権の数は200個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、その他付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲で調整することができるものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりの新株予約権の公正価額に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額とする。

なお、新株予約権の割当てを受けた者は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使より交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から30年以内とする。

(6) 新株予約権の行使条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使できるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) その他の新株予約権に関する内容については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとする。

3. 業績への影響

本件による平成30年10月12日付「平成30年8月期 決算短信」に記載の平成31年8月期第2四半期（累計）及び通期業績予想値の変更はございません。

以 上